

市立大津市民病院管理棟事務室移転工事設計業務仕様書

1. 件名

市立大津市民病院管理棟事務室移転工事設計業務

2. 概要・目的

当院の管理棟は、現在の耐震基準を満たしておらず、地震の際に倒壊する可能性がある。災害の際に病院機能が停止することを防止し、職員の生命や財産を守るため、管理棟機能を別館3階に移転する工事を実施する。

本業務は、当該工事の設計を実施するものである。本業務の実施にあたり設計業務について豊富な専門知識を有した者が正確に実施すること。

3. 業務期間

契約日から令和3年8月31日

4. 履行場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院

5. 病院の概要

【開設者】 地方独立行政法人市立大津市民病院

【開設日】 平成29年4月1日（昭和12年4月1日）

【理事長】 北脇 城

【所在地】 大津市本宮二丁目9番9号 〒520-0804

【許可病床数】 439床（平成30年11月1日から）

（一般病床）431床（緩和20、難病20、救急22、ICU8ほか）

（感染症病床）8床（1種2、2種6）

【診療科目】 内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経内科、循環器内科、心療内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科、形成外科、病理診断科、乳腺外科、救急科、緩和ケア内科

【看護配置基準】 一般病棟 7対1（平成19年8月から）

【施設の概要】 敷地面積 34,107 m²

（建物構造及び延床面積）

本館棟（SRC造） 31,579 m² 地下1階、地上9階、屋上ヘリポート（免震構造）

別館棟（RC造） 9,653 m² 地下1階、地上5階

感染症ER（W造） 198 m² 地上1階

管理棟（CB造） 1,009 m² 地上3階

付属棟（CB造） 978 m² 地上3階

立体駐車場 第1駐車場（S造、収容台数:211台）第2駐車場（S造、収容台数:307台）

6. 業務内容

(1) 工事概要及び設計内容等

管理棟事務機能移転を行うための別館3階改修等工事に係る設計業務である。

本業務については、現在の管理棟事務機能を踏まえ、かつ、今後の機能性と事務効率性に配慮がなされた具体的な改修方法を導き出し、工事内容、方法等について決定し工事設計業務を行うものである。

<工事概要>

- ①管理棟機能を移転するため、別館棟3階を改修する。
- ②下記設計内容等に基づき、建築及び設備工事（備品の搬入設置を含む）を行う。
- ③（別紙1）事務所移転レイアウト（案）を基本とした室内配置について設計を行うこと。また、改修する事務局執務室部分（別紙2）位置図及び配置図の青枠部分）については、翌年1月まで他部署利用により工事ができないため、他のエリアから工事を行い当該部署の代替作業スペースを確保しながら、スケジュールに配慮した設計を行うこと。
- ④病院担当者と共に、全体打合せを実施の上、方針を決定していくこと。
- ⑤病院という性格上、慎重かつ十分な検討の上、設計を進めること。
- ⑥その他上記工事に伴い、関係法規を遵守し、現状の建築物・構造物等の改修や届出が必要な場合は、本業務内で実施すること。
- ⑦上記工事に係り、設置する備品その他の製品（OA 機器等含む）についても設計図書に記載すること。また、設計図書への記載に際し、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、JIS 規格及び JAS 規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は、設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載し、同等品以上の採用を認める旨の注記を併記すること。

<設計内容等>

- ①事務所移転工事に伴う建築（総合・構造）設計（撤去図面含む）
- ②上記工事に伴う電気設備設計（撤去図面含む）
- ③上記工事に伴う給排水衛生設備設計（撤去図面含む）
- ④上記工事に伴う医療ガス設備設計（撤去図面）
- ⑤上記工事に伴う空調換気設備設計（撤去図面含む）
- ⑥上記工事に伴う備品等（OA 機器等含む）配置設計
- ⑦上記工事に伴う特記仕様書作成業務
- ⑧上記工事に伴う確認申請書一式作成及び申請業務及び完了確認報告（必要な場合のみ）
- ⑨積算（設計内訳明細書及び数量内訳明細書）
- ⑩設計に伴う関係諸官庁等の事前協議
- ⑪設計に伴う現地調査業務
- ⑫工事入札時及び施工業者決定後の設計意図伝達業務及び質疑対応
- ⑬その他詳細内容については、（別紙3）「設計業務特記仕様書」を参照すること。

(2) 業務の進め方

<スケジュール>

- ①作業工程表及び業務体制図を作成し提出すること。調査内容等については病院担当者と十分に打合せを行った上でスケジュールを作成し、そのスケジュールに従い実施すること。
- ②本業務の開始から終了までのスケジュールについては、通常業務に支障をきたすことがないよう、病院担当者と十分協議した上でスケジュールを立てること。

<その他事項>

- ①本業務をスムーズに遂行するために必要に応じて定例会を開催し、病院担当者との意思疎通を図ること。協議録については、定例会毎に受託者が作成し、委託者の承認を得ること。定例会の開催日程等については、別途協議を行うこととする。また、関係諸官庁等との事前協議時についても、協議録を作成し、委託者の承認を得ること。

(3) その他

- ①受託者は、調査を行うに当たって、調査場所における委託者の業務運営及び施設管理に支障をきたさないよう十分注意するとともに、調査場所に来訪する第三者に不安感、不快感等を与えないよう、配慮しなければならない。
- ②受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている調査方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ③委託者は、受託者に対し、調査等を行うために一時的に必要となる場所、ユーティリティ（電気、水等）を業務期間内は無償で提供するものとする。
- ④委託者は、調査場所における委託者の業務運営に支障があると認めるときは、調査等の中止内容を受託者に通知して、調査等の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- ⑤前項目により調査の全部又は一部の調査を一時中止した場合において、第1項の規定にかかわらず、調査等の完了日について双方協議の上、これを変更することができるものとする。

7. 事故発生時の報告義務

受託者は、作業時において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を委託者に報告し、委託者の指示を受けなければならない。

また、受託者の故意又は重大な過失により、機器及び施設等を故障、破損、滅失等に至らしめた時は、受託者の責任でもって当該施設等を原状に回復するとともに、これに要した費用並びに当該故障等により委託者が被った損害に係る経費は、受託者が負担するものとする。

8. 緊急連絡体制の報告

受託者は、あらかじめ業務に携わる現場責任者等の緊急連絡体制を委託者に報告しなければならない。なお、契約期間中に現場責任者の変更等を含む緊急連絡体制の変更を行おうとする時は、予め受託者と協議するものとする。変更等があった時は、速やかに変更内容を委託者に報告するものとする。

9. 受託事業者を求める基本要件

- (1) 本業務を開始するにあたり、事前に本院と協議し、作業内容、作業方法、作業日程などを明確化

したうえで実施すること。

- (2) 本業務を履行し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置できること。
- (3) 本業務を統括する責任者を置き、当該責任者に本業務の指揮監督を行わせ、全体の整合を図りながら業務を遂行すること。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ当院の承認を得ること。
- (5) 本院が保有する、若しくは取得が容易な情報・データについては、必要に応じて提供するが、本業務を遂行する目的外で使用しないこと。なお、本業務完了後は、速やかに本院に返却すること。
- (6) 本院内においては、名札等により身分を明確にすること。
- (7) コンプライアンス（法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティ）の取り組みを徹底すること。

10. 成果物の提出及び検査

- (1) 本業務を完了したときは、(別紙)「工事設計業務特記仕様書」に掲げる成果物を提出し、当院の検査を受けるものとする。
- (2) 成果物の図面は原則として第二原図としてはならない。なお、やむを得ず第二原図とする場合は、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。
- (3) 引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権は、委託者に無償で譲渡する。

11. その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、本院又は第三者に損害を与えた場合は、受託者が賠償すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、又は本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、当院と協議の上、誠意をもってその解決を図るものとする。
- (3) 本調査等に要する全ての費用は、本調達に含むものとする。
- (4) 調査等については、病院業務に支障のないように配慮し、計画的に行うこと。
- (5) 本仕様書に記載のない事項であっても、委託者が事業の遂行上必要と認めた業務について、受託者は実施しなければならない。なお、この場合において、事業体制の大幅な変更等が見込まれるときは、別途協議を行うこととする。